

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	()
地域名 (地域内農業集落名)	城南・城北地区 (女布)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 24日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

現在、地域内の主要農地は、ほ場整備を行っており、地域営農を担うため集落営農法人（女布ファーム）の設立に向け進めている。高齢化や後継者の不足が深刻であったため、ほ場整備事業に取り組むことを決めた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

栽培作物については水稻（京の輝き）を中心に栽培を行う。
ほ場整備を進め耕作しやすい農地にすることにより、耕作意欲を喚起し農地保全等に努める。
また、新しい機械の導入や施設設置を行い、効率的な農業を目指していく。
女布ファームを中心として地域全体で集落営農の維持を図りたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.97 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.97 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

ほ場整備エリアを範囲とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
農地中間管理機構を利用して女布ファームへ農地の集約化を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、女布ファームへ集約化を進める。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
地区内の主要農地は、現在ほ場整備事業に取り組んでおり、完了後は農道・水路の維持管理を行っていく。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
集落営農を図るため、地域住民の営農参加を図る。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
特になし	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①有害鳥獣の出没が多く、被害が増える場合は檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。				
⑦可能な補助事業を利用して、地域内農地の保全に努める。				